

令和6年度（2024年度）八王子市地域型保育給付費等支弁要綱

（目的）

第1条 この要綱は、「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第11条に規定する子どものための教育・保育給付のうち、地域型保育給付費及び保育内容の充実に要する経費について、必要な事項を定め、もって児童の健全な発育に資することを目的とする。

（定義）

- 第2条 この要綱において「地域型保育」とは、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業として行われる保育をいう。
- 2 この要綱において「特定地域型保育」とは、八王子市長（以下「市長」という。）が地域型保育給付費の支給に係る事業を行うものとして確認する地域型保育をいう。
- 3 この要綱において「家庭的保育事業」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。
- 4 この要綱において「小規模保育事業」とは、児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。
- 5 この要綱において、「居宅訪問型保育事業」とは、児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。
- 6 この要綱において「事業所内保育事業」とは、児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。

（地域型保育給付費の額）

第3条 地域型保育給付費の額は、市長から法第19条第1項第3号に規定する子どもの区分と保育必要量（月を単位として内閣府令で定める期間において地域型保育給付費を支給する保育の量をいう。）の認定を受けた子ども（以下「支給認定子ども」という。）について、1月につき、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和6年こども家庭庁告示第18号）」の規定に基づく公定価格から、当該子どもの保護者（以下「支給認定保護者」という。）の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

（地域型保育給付費の支弁）

第4条 市長は、支給認定子どもが、支給認定の有効期間内において、特定地域型保育を行う事業者（以下「特定地域型保育事業者」という。）から特定地域型保育を受けたときは、法第29条第5項及び第30条第4項に基づき、支給認定保護者が当該特定地域型保育事業者を支払うべき費用について、地域型保育給付費として当該支給認定保護者に支給すべき額の限度において、当該支給認定保護者に代わり、当該特定地域型保育事業者を支弁するものとする。

2 この費用の支弁は、前条により算出された額について、月の初日の在籍人数を基本とし、月を単位として行う。

3 この費用の支弁は、予算の範囲内において行うものとする。

(管外地域型給付費支弁の取扱)

第5条 管外の地域型保育事業者から特定地域型保育を受けた支給認定子どもに対する地域型保育給付費の支弁については、第3条及び第4条の規定にかかわらず当該地域型保育事業者の所在する区市町村の定める規定によるものとする。

(保育士等キャリアアップ事業の支弁)

第6条 八王子市保育士等キャリアアップ事業実施要綱に基づき、保育士等が専門性を高めながら、やりがいを持って働くことができるよう、保育士等のキャリアアップに取り組む特定地域型保育事業者に対し、事業に要する経費を支弁する。

(保育サービス推進事業の支弁)

第7条 八王子市保育サービス推進事業実施要綱に基づき、延長保育、障害児保育等の推進など保育サービスの推進を図るため、上記要綱内対象事業のうち市長が認めた事業を実施した特定地域型保育事業者に対し、事業に要する経費を支弁する。

(延長保育事業の支弁)

第8条 八王子市民間保育所等延長保育事業実施要綱に基づき、市長が同事業の実施を承認した特定地域型保育事業者に対し、事業に要する経費を支弁する。

(使用済み紙おむつ等園内処理事業の支弁)

第9条 八王子市使用済み紙おむつ等園内処理事業実施要綱に基づき、使用済み紙おむつ等の園内処理を推進し、保護者及び職員の負担軽減を図るため、市長が同事業の実施を承認した特定地域型保育事業者に対し、事業に要する経費を支弁する。

(保育士宿舎借り上げ支援事業の支弁)

第10条 八王子市保育士宿舎借り上げ支援事業実施要綱に基づき、保育人材の確保、定着及び離職防止を図るため、市長が同事業の実施を承認した特定地域型保育事業者（ただし、「家庭的保育事業」及び「居宅訪問型保育事業」を除く）に対し支弁する。

(認証保育所等における地域の子育て支援への対応強化事業への支弁)

第11条 八王子市認証保育所等における地域の子育て支援への対応強化事業実施要綱に基づき、子育て家庭の多様なニーズに対応するため、市長が同事業の実施を承認した特定地域型保育事業者に対し、事業に要する経費を支弁する。

(請求)

第12条 この要綱で定める費用の支弁を受けようとする特定地域型保育事業者及び管外の地域型保育事業者は、請求書に次に掲げる書類を添えて、毎月、別に定める期日までに市

長に提出しなければならない。

- (1) 地域型保育給付費内訳書
- (2) 児童名簿
- (3) 職員名簿

(適正使用義務)

第 13 条 特定地域型保育事業者は、この要綱で定める目的以外に地域型保育給付費等を使用してはならない。

(状況報告)

第 14 条 市長は、費用の支弁をした特定地域型保育事業者に対し、必要があるときは、その執行状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

第 15 条 費用の支弁を受けた特定地域型保育事業者は、八王子市児童福祉法施行細則（平成 27 年八王子市規則第 40 号）第 14 条第 3 項の規定により廃止又は休止の承認を受けたとき若しくは費用の支弁に係る会計年度が終了したときは、それぞれ廃止又は休止の日若しくは当該会計年度の終了の日から 2 か月以内に、市長に対し別に定める実績報告書を提出しなければならない。

(返還)

第 16 条 市長は、費用の支弁を受けた特定地域型保育事業者がこの要綱に定める規定に違反した場合は、その全部又は一部を取り消し、また既に費用が支弁されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(この要綱に定めない事項)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和 6 年（2024 年）4 月 1 日から適用する。